

児童補装具費の申請について

補装具費の申請をされる方へ

- ・補装具の申請や給付決定を行う窓口は
「中野区役所 障害福祉課 障害者支援係」となります。
希望される方は、まずはご連絡ご相談ください。

障害者総合支援法による補装具費の支給について

- ・障害者総合支援法（児童福祉法含む）に基づき、支給しております。
- ・身体への適合性と身体機能の補完、代替に必要な機能がある補装具が支給対象となります。
- ・補装具は各種類、原則として1種目につき1個です。
ただし、就労・就学状況、環境等によって2台支給が対象となる場合があるため、ご検討の際はご連絡下さい。
- ・補装具には種目や型式ごとに耐用年数が設定されており、再支給の場合は耐用年数経過後に再支給可能となります。
ただし、一律に適応されるものではなく、障害状況や児童の成長で使用できない場合など確認後に新規作製可能となる場合があります。
- ・障害内容等によっては補装具支給対象者とならない場合があります。

注意点

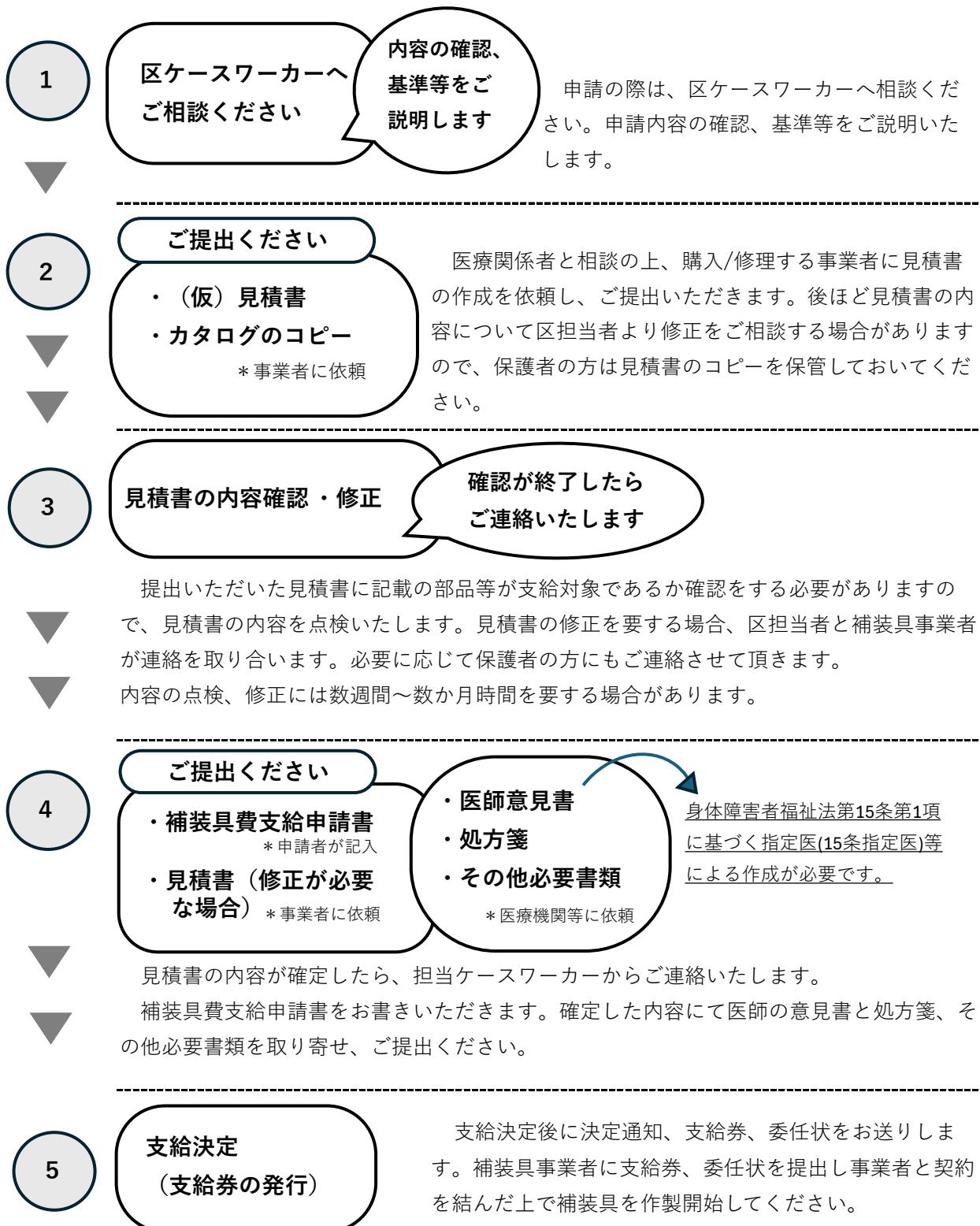
- ・希望するデザインや利便性等は公費支給の対象には含まれません。
- ・希望の機種や付属品等が高額なものであった場合、機能面で同等安価のものがないか支給の妥当性を区で審議し公費対象の範囲を決定するため、時間を要します。
また、審議の結果、支給に至らない場合もありますのでご了承ください。
- ・補装具の支給にあたり、使用状況や目的・妥当性等を確認させていただくために区職員が、自宅訪問や受診等に同行をさせていただく場合があります。

◎ 「義手・義足・上下肢・体幹・靴型 装具」を初めて作製される方について

初めての作製は各種医療機関・医療保険での作製となります。【治療用装具】

作製時は各種関係医療機関へご相談ください。

<児童保護者向け> 補装具（購入・修理）申請から決定までの流れ



※補装具の種目によっては省略できる箇所もございます。

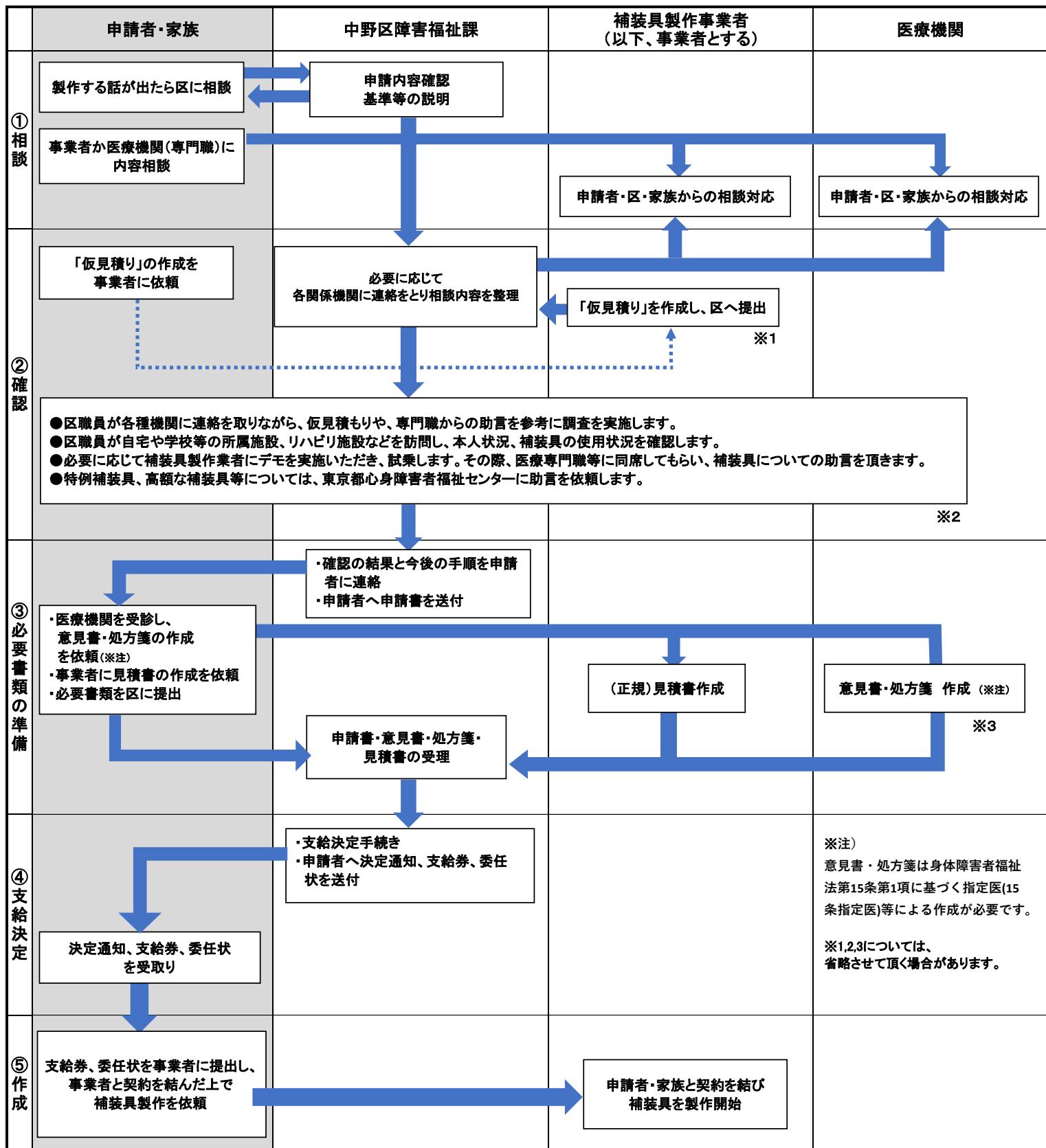
※支給後は適合報告書にて作製状況を確認させていただきます。

お問い合わせ先

中野区役所 障害福祉課 障害者支援係
03-3228-8706（直通）

申請から決定までの流れ（申請者）

* 状況により手順が一部変わることもあります



◎支給後は適合報告書にて作製状況を確認させて頂きます：支給決定後に報告書の用紙を区から送ります。補装具が出来上がった時点で、事業者または医療関係者等が報告書を作成し、区に提出していただきます。

[お問い合わせ先]

◎中野区役所 障害福祉課 障害者支援係
◎TEL：03-3228-8706（直通）